

福岡医発第1605号(地) 村
平成27年 9月10日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域における医療法第46条の3第1項ただし書の認可に関する
取扱い及び医療法人の非営利性の徹底について

標記の件に関しまして、別添のとおり厚生労働省医政局長より日本医師会及び福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

医療法人の理事長は、医療法上、原則医師又は歯科医師とされておりますが、厚生労働省通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年健政発第410号)の通り、知事の認可を受けた場合は、医師等以外の者にも認められます。

今般、国家戦略特別区域法及び関係法令が改正され、国家戦略特別区域の区域内において、「都道府県知事による医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理事長の認可」(以下「認可」と呼称)が新たに定められました。この「認可」の要件として、以下が挙げられます。

- | | |
|---|---|
| 1 | 国家戦略特別区域法14条の2の「運営柔軟化事業」の対象区域であること |
| 2 | (1) 当該医療法人は国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うこと
(2) 申請に係る理事は①2年以上医療法人の理事としての経験を有すること
(②『社会医療法人又は特定医療法人であること』③『地域医療支援病院又は日本医療機能評価機構による認定を受けた病院を開設していること』については、従前の昭和61年通知に示されているものを政令に定めるということになります。) |

ただし、上記2(2)①による「認可」にあたっては、理事就任の際における経営上利害関係にある営利法人等の関与の度合い、2年以上の理事の間に担当していた具体的職務、その間における他法人の役職員との兼任の有無等を勘案し、「非営利性の確保」と「医療法人の経営管理について専門的知識経験を有するもの」か否かを確認する必要があり、また、判断に困難を伴う場合は医療審議会へ意見聴取することを妨げるものではないこととしています。

さらに、上記の場合においても現行医療法の規定が適用されますので、本通知の第2

において、国家戦略特別区域においても、医療の一般原則として、非営利性の確保は当然要請されること、医療法人の理事は医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員の兼務は認められないことを明記し、非営利性につき十分留意の上、厳正に対処することとしています。

つきましては、貴会におかれまして本件につきましてご了知いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

平成 27 年 9 月 4 日

都道府県医師会

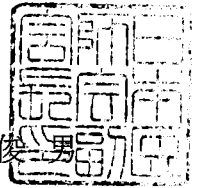
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長

中 川 俊 男

公益社団法人 日本医師会常任理事

今 村 定 臣



国家戦略特別区域における医療法第 46 条の 3 第 1 項ただし書の認可に関する
取扱い及び医療法人の非営利性の徹底について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事に対し、表記の通知が発出
されると共に、本会に対しても了知方依頼がございました。

医療法人の理事長は、医療法上、原則医師又は歯科医師とされておりますが、
厚生労働省通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和 61
年健政発第 410 号）の通り、知事の認可を受けた場合は、医師等以外の者にも認
められます。

今般、国家戦略特別区域法及び関係法令が改正され、国家戦略特別区域の区域
内において、「都道府県知事による医師又は歯科医師でない理事のうちから選出す
る理事長の認可」（以下「認可」と呼称）が新たに定められました。この「認可」
の要件として、以下が挙げられます。

- 1 国家戦略特別区域法 14 条の 2 の「運営柔軟化事業」の対象区域であること
- 2 (1)当該医療法人は国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を
行うこと
(2)申請に係る理事は① 2 年以上医療法人の理事としての経験を有すること

(②『社会医療法人又は特定医療法人であること』③『地域医療支援病院又は
日本医療機能評価機構による認定を受けた病院を開設していること』について
は、従前の昭和 61 年通知に示されているものを政令に定めるということに
ります。)



ただし、上記 2 (2)①による「認可」にあたっては、理事就任の際における経営上利害関係にある営利法人等の関与の度合い、2 年以上の理事の間に担当していた具体的職務、その間における他法人の役職員との兼任の有無等を勘案し、「非営利性の確保」と「医療法人の経営管理について専門的知識経験を有するもの」か否かを確認する必要がある、また、判断に困難を伴う場合は医療審議会へ意見聴取することを妨げるものではないこととしています。

さらに、上記の場合においても現行医療法の規定が適用されますので、本通知の第 2 において、国家戦略特別区域においても、医療の一般原則として、非営利性の確保は当然要請されること、医療法人の理事は医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員の兼務は認められないことを明記し、非営利性につき十分留意の上、厳正に対処することとしています。

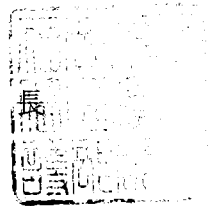
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の医師会及び関係医療機関等への周知につきご高配を賜りますようお願いいたします。

27医指第1827号
平成27年9月2日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県医療法人協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



国家戦略特別区域における医療法第46条の3第1項ただし書の認可に関する取扱い及び医療法人の非営利性の徹底について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

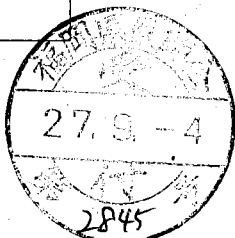
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

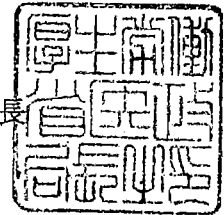
FAX 092-643-3277



医政発0828第12号
平成27年8月28日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



国家戦略特別区域における医療法第46条の3第1項ただし書の認可に関する
取扱い及び医療法人の非営利性の徹底について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、御了知願います。

平成27年8月28日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域における医療法第46条の3第1項ただし書の認可に関する取扱い及び医療法人の非営利性の徹底について

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）が本年7月15日に公布されるとともに、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成27年政令第303号）が本日公布され、いずれも、同年9月1日から施行されるところである。

国家戦略特別区域における医療法（昭和23年法律第205号）第46条の3第1項ただし書の認可（医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理事長の認可。以下単に「認可」という。）の具体的な取扱いは、下記第1の通りであるが、国家戦略特別区域においても、医療機関の開設者である医療法人の非営利性は、医療の一般原則として当然に要請されるので、御留意の上、適切な運用を図っていただきたい。

また、医療法人の理事長を含む役員については、原則として当該医療法人の医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないことを求めているところであるが、国家戦略特別区域においても、上記の通り、医療法人の非営利性は、医療の一般原則として当然に要請されるものであるから、具体的な運用に当たっては、下記第2に従い、十分に御留意の上、厳正に対処していただきたい。

記

第1 国家戦略特別区域における認可について

- 1 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第14条の2においては、国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業（以下「運営柔軟化事業」という。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、都道府県知事は、「当該運営柔軟化事業に係る医療法人」からの認可の申請について、「政令で定める基準」に適合すると認める場合には、当該認可を「するものとする」とされている点に留意すること。

2 「政令で定める基準」について

- (1) 国家戦略特別区域は、「国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるため」、「国際的な経済活動の拠点的形成することが重要であることに鑑み」、「規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進する」ものとされている（法第1条、第2条第1項等）ことから、このような国家戦略特別区域の目的を踏まえ、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という。）第14条は、「政令で定める基準」として、認可の申請に係る医療法人が、国家戦略特別区域において、国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うものであることが必要である旨を定めている。
- (2) 令第14条は、「政令で定める基準」について、(1)に加え、認可の申請に係る医療法人について、①認可の申請に係る理事が、2年以上医療法人の理事としての経験を有するものであること（令第14条第1号）、②社会医療法人又は特定医療法人（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項の承認を受けている医療法人）であること（令第14条第2号）、③地域医療支援病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた病院を開設しているものであること（令第14条第3号）のいずれかに該当することが必要である旨を定めている。
- (3) (2)に掲げる基準のうち、①については、国家戦略特別区域において、医療法人の運営の柔軟性を高め、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日、健政発第410号。（4）において「昭和61年通知」という。）の基準を明確にしたものであることを踏まえ、①の基準に適合すると認めるときは、認可することを基本とする点に留意すること。

ただし、法第14条の2では、運営柔軟化事業の内容として、「医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有するもののうちから理事長を選出する」ことにより、「医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する」と規定されていることから、理事就任の際における経営上利害関係にある営利法人等の関与の度合い、2年以上の理事の間に担当していた具体的職務、その間における他法人の役職員との兼任の有無等を勘案し、認可の申請に係る理事が、医療法人の非営利性を確保できるとともに、「医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有するもの」か否かを確認する必要があること。

また、確認に当たって、判断に困難を伴う事案が生じた場合には、各都道府県の判断で、都道府県医療審議会の意見聴取をすることを妨げるものではないこと。

確認の結果、「医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有する」と認められない場合には、「当該運営柔軟化事業に係る医療法人」からの認

可の申請には当たらないため、当該認可は認められない点に留意すること。

- (4) (2) に掲げる基準のうち、②及び③については、昭和61年通知第1の5(3)と同様の基準を、政令において明確化したものであるから、国家戦略特別区域においても適切な運用が確保されるよう留意すること。

ただし、この場合も、認可の申請に係る理事が「医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有するもの」か否かを確認し、確認の結果、「医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有する」と認められない場合には、「当該運営柔軟化事業に係る医療法人」からの認可の申請には当たらないため、当該認可は認められない点に留意すること。

第2 医療法人の非営利性の徹底等

- 1 国家戦略特別区域においても、営利を目的とする医療機関の開設は認められない（医療法第7条第6項）、医療法人の剰余金の配当は認められない（同法第54条）等、医療における非営利性の確保は、医療の一般原則として、当然に要請される。

このため、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成5年2月3日、総第5号・指第9号）第1の1(2)④にあるとおり、「当該運営柔軟化事業に係る医療法人」からの認可の申請について、「政令で定める基準」に適合すると認める場合であっても、原則として、当該申請に係る理事が、当該医療法人の医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務することは認められないことから、理事長として認可することは認められないことになるので、十分に留意の上、厳正に対処する必要があること。

- 2 法第14条の2は、「当該運営柔軟化事業に係る医療法人」からの認可の申請について適用されるものであり、国家戦略特別区域に主たる事務所が所在する医療法人であっても、同条の適用を希望しないもの、同条を適用することができないもの等については、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日、健政発第410号）第1の5(2)から(5)までに基づき、理事長の認可の申請を行うことが可能であることに留意すること。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第158号)

報

官

1 平成27年7月15日 水曜日

目次

(法律)

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律
(五五)

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律 (五七)

(府令)

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府四二)

○国家戦略特別区域法施行規則及び総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同四三)

(省令)

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 (総務六一)

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (財務六九)

(告示)

○国家戦略特別区域法施行規則第三条第一項に規定する事業実施計画に記載すべき事項を廃止する件
(内閣府三二八)

○国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号ロ(1)の内閣総理大臣が定める要件の一部を改正する件 (同三二九)

本号で公布された 法令のあらまし

◇国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律 (法律第五五号) (内閣府本部)

- 一 国家戦略特別区域法の一部改正関係
1 次に掲げる法律の特例及び課税の特例に関する措置について追加することとした。
(一) 公証人法の特例を定めることとした。(第二二条の二関係)
(二) 学校教育法等の特例を定めることとした。(第二二条の三関係)
(三) 児童福祉法等の特例を定めることとした。(第二二条の四関係)
(四) 医療法の特例を定めることとした。(第二二条の五関係)
(五) 水産業協同組合法の特例を定めることとした。(第二二条の六関係)
(六) 国有林野の管理経営に関する法律の特例を定めることとした。(第一六条の二関係)
(七) 出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとした。(第一六条の三及び第一六条の四関係)
(八) 国家公務員退職手当法の特例を定めることとした。(第一九条の二関係)
(九) 都市公園法の特例を定めることとした。(第二〇条の二関係)
(十) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例を定めることとした。(第二〇条の三関係)
(十一) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例を定めることとした。(第二四条の二関係)
(十二) 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第一七条等の特例等に関する法律の特例を定めることとした。(第二四条の三関係)
(十三) 特定非営利活動促進法の特例を定めることとした。(第二四条の四関係)
(十四) 課税の特例を定めることとした。(第二七条の二、第二七条の四関係)

2 雑則

- (一) 新たに法人を設立しようとする者に対する援助に係る規定を定めることとした。(第三六条の二関係)
(二) 創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助に係る規定を定めることとした。(第三六条の三関係)

- 二 構造改革特別区域法の一部改正関係
1 次に掲げる法律の特例に関する措置について追加することとした。
(一) 通訳案内士法の特例を定めることとした。(第一九条の二関係)
(二) 道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例を定めることとした。(第二八条の三関係)

- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律 (法律第五七号) (経済産業省)

- 一 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正関係
1 新規中小企業者・国等の定義
この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、事業を開始した日以後の期間が一〇年未満の個人又は設立の日以後の期間が一〇年未満の会社に該当するものをいうこととし、「国等」とは、国及び公庫等をいうこととした。(第二二条第二項及び第三項関係)
2 受注機会の増大の努力
国等は、国等の契約を締結するに当たっては、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努め、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならないこととした。(第三三関係)

3 国等の契約の基本方針の作成等

国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本方針を作成し、各省各庁の長等は、毎年度、基本方針に即して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成することとした。(第四第一項及び第五第一項関係)

- 4 国等の契約の実績の概要の通知及び公表
各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知し、経済産業大臣は、当該通知を受けたときは遅滞なく、その内容を公表しなければならないこととした。(第六条関係)

- 5 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務
独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長等の依頼に応じ、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報提供その他必要な協力の業務を行うこととした。(第九条関係)

- 二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正関係
1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の業務の追加
市町村の行う中小企業者の事業活動の支援に必要となる協力を行うこととした。(第一五条第二項第四号関係)

- 2 検査権限の委任
主務大臣は、機構等に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は、委任された権限を金融庁長官に委任することとした。(第二六条の二第一項及び第三項関係)

- 三 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正関係
1 地域産業資源活用事業の追加
この法律における「地域産業資源活用事業」に関し、地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品の生産活動の体験等をその特徴とする役割の開発、提供又は需要の開拓を追加することとした。(第二三第二項第二号関係)

- 2 地域産業資源活用支援事業の定義
「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供等の支援を行う事業をいうこととした。(第二条第五項関係)
- 3 基本方針の追加
地域産業資源活用支援事業の内容やその促進に当たつての配慮に関する事項を追加することとした。(第三条第二項第四号関係)
- 4 地域産業資源の内容の指定に係る関係市町村の長の追加
関係市町村(特別区を含む。)の長は、地域産業資源の内容に関し、当該都道府県知事に對し、意見を申し出ることができるとした。(第四条第二項関係)
- 5 地域産業資源活用事業計画に記載する事項の追加
地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合は、当該者の名称等及びその協力の内容を記載しなければならないこととした。(第六条第三項第三号関係)
- 6 地域産業資源活用支援事業計画の認定等
一般社団法人等は、地域産業資源活用支援事業計画を作成し、主務大臣に提出して、適当である旨の認定を受けることができることとした。(第八条第一項関係)
- 7 特例の追加
認定地域産業資源活用支援事業者に対する中小企業信用保険法、食品流通構造改善促進法及び商標法の特例を追加することとした。(第一〇条第六項、第二二条第一項第一号及び第一四条第一項関係)
- 8 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域産業資源活用促進業務
独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域産業資源活用事業者等に対して必要な資金の貸付けを行う市町村に對し、必要な資金の一部の貸付けの業務等を行うこととした。(第十五条関係)
- 9 国等の施策に関する追加
都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めることとした。(第一六条第二項関係)

四 施行期日等

- 1 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法 律

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年七月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十六号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十七条」を「第三十六条の二」に改める。
第二条第二項第一号及び第三項中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。
第八条第二項第三号中「第十三条」を「第十二条の二」に改め、同条第九項中「(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)」を削り、「長は、当該特定事業」の下に「(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)」を加え、「第十三条」を「第十二条の二」に改める。
第十条第二項中「以下この項において同じ。」を「定められた特定事業」に、「及び」を「定められた特定事業及び」に改め、「当該特定事業等」との下に「(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)」を加え、「第十三条」を「第十二条の二」に改め、同条第三項中「及び第十三条」を「第十三条」に改め、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。」の下に「及び第十九条の二第八項から第十項までの規定」を加え、「第十二条第五項」の下に「第十九条の二第四項」を加え、同項の表第十九条第一項第三号の項の次に次のように加える。

第十九条の二第八項から第十項まで	当該地方公共団体	当該関係地方公共団体
一 一の地方公共団体	一 一の関係地方公共団体	

第十一条第一項中「及び第十八条第四項第一号」を「第十八条第四項第一号、第二十条の三及び第二十四条の三第三項第一号」に改める。

第四章中第十三条の前に次の三条を加える。

(公証人法の特例)

第十二条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公証人役場外定款認証事業(国家戦略特別区域内の場所(公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第十八条第一項に規定する役場以外の場所に限り、公証人が会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項(他の法令において準用する場合を含む)並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十三条及び第百五十五條の規定による定款の認証を行う事業をいう。次項及び別表の一の項において同じ。))を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、公証人は、公証人法第十八条第二項本文の規定にかかわらず、当該区域計画に定められた次項の場所において、当該定款の認証に関する職務を行うことができる。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、公証人役場外定款認証事業を実施する場所を定めるものとする。

9 厚生労働大臣及び関係地方公共団体は、第五項に規定する事業実施区域において、その資格を得た国家戦略特別区域限定保育士が、保育士と連携して、その専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことにより保育の需要に応ずるため、児童福祉法第四十五条第一項の基準の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 国家戦略特別区域限定保育士は、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録の日から起算して三年を経過した日（次項において「三年経過日」という。）以後においては、児童福祉法第十八条の六第二号に該当する者となす。

11 国家戦略特別区域限定保育士は、三年経過日に、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなす。この場合において、当該国家戦略特別区域限定保育士に係る第八項において準用する同条第一項の登録は、当該三年経過日に、その効力を失うものとする。

12 認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲げる事項として、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と当該指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該指定都市（以下この項において「試験実施指定都市」という。）の長が厚生労働省令で定めるところにより国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、第六項の規定にかかわらず、当該期間内は、当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行うものとする。この場合において、第五項中「を管轄する都道府県の知事」とあるのは「全部又は一部をその区域に含む試験実施指定都市（第十二項に規定する試験実施指定都市をいう。次項及び第十一項において同じ。）の長」と、第六項中「都道府県の知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八項中「次の」とあるのは「同法第十八条の八第三項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）」と、同法第十八条の九第一項及び第二項、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項、第十八条の十七、第十八条の十八第三項、第十八条の十九並びに第十八条の二十中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

13 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員となる場合における認定こども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

認定こども園法第十五条第一項	児童福祉法	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第八項において準用する児童福祉法
認定こども園法一部改正法附則第五条第一項	児童福祉法	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第八項において準用する児童福祉法

14 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（事業実施区域を変更するもの又は第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定めないこととするものに限る。）の認定

二 第十一条第一項の規定による認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定めたものに限る。）の認定の取消し

15 第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

16 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

17 第八項において準用する児童福祉法第十八条の八第四項又は第十八条の十二第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

18 正当な理由がないのに、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした指定試験機関（第八項において準用する同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

19 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、国家戦略特別区域限定保育士の名称を使用したもの

第十三条第一項中「別表の一の項を一別表の一の四の項に改める。」

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（医療法の特例）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業（国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない理事であつて、医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有するものの中から理事長を選出することにより、医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する事業をいう。以下この条及び別表の二の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可の申請があつた場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をすることができる。

（水産業協同組合の特例）

第十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、漁業生産協業化促進事業（国家戦略特別区域において、漁業生産組合（当該国家戦略特別区域内に住所又は事業場を有するものに限る。以下この条において同じ。）の管理、設立及び解散に係る要件を緩和することにより、その組合員の漁業生産についての協業化を促進する事業をいう。別表の二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、漁業生産組合の管理、設立及び解散に係る水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十六条第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項とあるのは「第三十四条第一項」と、同条第三項及び第四項中「七人」とあるのは「三人」とする。

13 特定道路公法が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十條第四項、第十四條、第十五條第四項、第十七條第三項、第二十四條第一項から第三項まで、第二十五條第一項及び第五十二條の規定の適用については、同法第十條第四項中「第二号、第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十四條中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八條の三第一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」と、同法第十五條第四項中「第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七條第三項、第二十四條第一項及び第二項並びに第五十二條中「料金」とあるのは「利用料金」と、同法第二十四條第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八條の三第一項の規定により公社管理道路運営権者（同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。）に利用料金を收受させることとして」と、同法第二十五條第一項中「料金を徴収し」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を收受せよ」と、その額及び」とあるのは「その」と、当該料金の額又は」とあるのは「当該」とし、同法第二十一條第四項の規定は、適用しない。

第三十條第一項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）」を「民間資金法」に改め、及び次条を削る。

別表第九の次に次のように加える。

九の二	地域限定特別通訳案内士養成等事業	第十九條の二
十八の三	民間事業者による公社管理道路運営事業	第二十八條の三

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中「国家戦略特別区域法第八條第九項の改正規定（第十三條）」を「第十二條の二に改める部分を除く」、同法第十條第二項の改正規定（第十三條）を「第十二條の二に改める部分を除く」と及び同法第二十七條の次に見出し及び三條を加える改正規定並びに附則第十四條及び第十九條の規定 公布の日

二 第二條中「構造改革特別区域法第二十八條の二の次に一條を加える改正規定、同法第三十條第一項の改正規定及び同法別表第十八號の二の次に一條を加える改正規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十五條の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二條 この法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間は、第一條の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二條の三第十一項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。

(児童福祉法の一部改正)

第三條 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八條の五第二号中「禁煙」を「禁煙」に改め、同条に次の一号を加える。

五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二條の四第八項において準用する第十八條の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(通訳案内士法の一部改正)

第四條 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第四條第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九條の二第九項において準用する第三十三條第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四條中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第五條 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九條の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十七條第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六條 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項中「通訳案内士法」の下に「（昭和二十四年法律第二百十号）を加え、同表の七の二の項中「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）」を「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）」に、「第二十八條第八項及び第四十三條第八項」を「第十九條の二第八項」に改め、（昭和二十四年法律第二百十号）を削る。

別表第三の二十一の二の項、別表第四の六の二の項及び別表第五第二十六號の二の二（「総合特別区域法」）を「構造改革特別区域法」に、「第二十條第八項及び第四十三條第八項」を「第十九條の二第八項」に改める。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第七條 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九條の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十七條第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

（外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第八條 外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十三條第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九條の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により地域限定特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十三條中第九号を削り、第十号を第九号とする。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第194号)

報

官

1 平成27年8月28日 金曜日

目次

〔法 律〕

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(六二)

〔政 令〕

○全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令(三〇〇)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令(三〇一)

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三〇二)

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三〇三)

○国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令(三〇四)

○社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令(三〇五)

○平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令(三〇六)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令(三〇七)

○電気事業法施行令等の一部を改正する政令(三〇八)

○電力取引監視等委員会令(三〇九)
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日を定める政令(三一〇)

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三一)

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令(三一二)

〔省 令〕

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則(総務七二)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令(国土交通六五)

○二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(国土交通・環境二)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件(総務二九五)

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二九六)

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件(同二九七)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件(同二九八)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二九九)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件(同三〇〇)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示の一部を改正する告示(国土交通九六二)

本号で公布された 法令のあらまし

◆中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(法律第六一号)(経済産業省)

一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正関係

1 定義

(一)「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であつた者で、他の者に対して、当該特例中小企業者の株式等の贈与をしたものをいうこととした。(第三条第二項関係)

(二)「後継者」とは、旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者(以下「特定受贈者」という)又は当該特定受贈者から当該株式等を相続・遺贈若しくは贈与により取得した者で、当該特例中小企業者の総株主又は総社員議決権の過半数を有する代表者であるものをいうこととした。(第三条第三項関係)

(三)「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外の者をいうこととした。(第三条第四項関係)

2 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

(一)旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、所要の定めができることとした。(第四条第一項関係)

(二)旧代表者の推定相続人及び後継者は、(一)の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、所定の場合に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならないこととした。(第四条第三項関係)

3 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

(一)旧代表者の推定相続人及び後継者は、(二)の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該

(総務省組織令の一部改正に伴う経過措置)

第十條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第四条の規定による改正後の総務省組織令第七條第一項第十三号並びに第四十七條第四号及び第六号の規定の適用については、同項第十三号中「通知並びに番号利用法第二條第七項に規定する個人番号カード(同号において「個人番号カード」という。)」とあり、及び同條第四号中通知並びに個人番号カードとあるのは「通知」と、同條第六号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構」とあるのは「電子署名に係る地方公共団体」とする。

(特別区の特例)

第十一條 番号利用法整備法第十七條第二項、第十八條第四項、第二十條第四項及び第六項から第八項まで、第二十二條第二項及び第四項から第六項まで並びに第三十二條第五項の規定の適用については、特別区は市と、特別区の区長は市長とみなす。

(出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正)

第十二條 出入国管理及び難民認定法施行令(平成十年政令第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項及び第二項第八号中「第三十條の三十一」を「第三十條の三十二」に改める。

(地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十三條 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十條のうち住民基本台帳法施行令第三十二條第二項の表第十三條第三項の項の改正規定中「第三十條の十五第一項において同じ」を削る。

第三十八條の見出しを「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正」に改め、同条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令」に改め、同条のうち電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令第二十一條の改正規定中「第二十一條」を「第三十一條」に、「区長」を「区長(二)に、(総合区長を含む。第三十二條及び第三十三條において同じ。)」を「総合区長を含む。」に、「同表第三十二條の項」を「同表第四十六條の項中「区長」の下に(総合区長を含む。第六十二條において同じ。)」を加え、同表第六十二條の項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十二條の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条中「作成した区長の下に」又は「総合区長」を加える。

第四十七條のうち総務省組織令第七條第一項第二十九号及び第四十六條第九号の改正規定中「第七條第一項第二十九号」を「第七條第一項第三十号」に改める。

総務大臣 山本 早苗
内閣総理大臣 安倍 晋三

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

御名 御璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二二号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十六号)附則第一條本文の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年九月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 下村 博文

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 林 芳正

国土交通大臣 太田 昭宏

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百三十三号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)
第一条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)の一部を次のように改正する。
第九條中「第七條」を「第二十二條」に改め、同條を第二十六條とし、第八條を第二十五條とし、第七條を第二十二條とし、同條の次に次の二條を加える。

(法第二十二條の二第一項の政令で定める社会福祉施設)
第二十三條 法第二十二條の二第一項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。
一 児童福祉法第六條の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業(同條第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。)、同法第六條の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同條第七項に規定する一時預かり事業若しくは同條第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設又は同法第三十九條第一項に規定する保育所

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四條の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は同法第三十一條に規定する身体障害者福祉センター、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十條の二の二に規定する老人デイサービスセンター又は同法第二十條の七に規定する老人福祉センター

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第十五條第一項に規定する障害福祉サービス事業(同條第十二項に規定する自立訓練、同條第十三項に規定する就労移行支援又は同條第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)(の用に供する施設又は同條第二十五項に規定する地域活動支援センター

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二條第七項に規定する幼保連携型認定こども園

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定めるもの

御名 御璽

(保育所等施設に関する技術的基準)

第二十四条 法第二十条の二第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 保育所等施設の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

二 保育所等施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 保育所等施設が地階を有する場合にあつては、その地階の部分の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、他の占用物件（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造に支障を及ぼさないものとする。

四 保育所等施設の占用の場所は、都市公園の広場又は公園施設である建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。次号において同じ。）内とすること。

五 都市公園の広場内に保育所等施設を設置する場合にあつては、その敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、公園施設である建築物内に保育所等施設を設置する場合にあつては、その床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を超えないものとする。

六 保育所等施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

第六条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第十九条の二第四項第二号の利息に相当する額）

第二十一条 法第十九条の二第四項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。

平成二十八年三月三十一日以前	年一・七パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年二・四パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年二・八パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年三・一パーセント
平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	年三・七パーセント
平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	年三・九パーセント

平成三十五年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

年四・一パーセント

平成三十六年四月一日以後

年四・二パーセント

第五條を第十九條とし、第四條を第十三條とし、同條の次に次の五條を加える。

（法第十四条の二の政令で定める基準）

第十四条 法第十四条の二の政令で定める基準は、医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可（第一号において単に「認可」という。）の申請に係る医療法人が、国家戦略特別区域において、国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 認可の申請に係る理事が、二年以上医療法人の理事としての経験を有する者であること。

二 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人又は租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十七条の二第一項の承認を受けている医療法人であること。

三 医療法第四十一条に規定する地域医療支援病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構（平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。）により良質な医療を提供するための業務の運営が確保されていると認められた病院を開設しているものであること。

（法第十六条の三第一項の政令で定める業務）

第十五条 法第十六条の三第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

一 炊事

二 洗濯

三 掃除

四 買物

五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限り。）

六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

（法第十六条の三第一項の政令で定める要件）

第十六条 法第十六条の三第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。

二 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。

三 家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の三第一項の政令で定める基準）

第十七条 法第十六条の三第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十六条の三第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。

二 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

三 本邦において三年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること。

四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正)
第十条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十三 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号、第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)

(子ども・子育て支援法施行令の一部改正)

第十一条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「児童福祉法」の下に「(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

二十一 国家戦略特別区域法(第十二条の四第七項の規定に限る。)

(内閣府本府組織令の一部改正)

第十二条 内閣府本府組織令(平成二十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号(中)「区域計画に関すること」の下に「同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関すること」を加える。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第十三条 厚生労働省組織令(平成二十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第四号中「保育士」の下に「及び国家戦略特別区域限定保育士」を加える。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十四条 国土交通省組織令(平成二十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の二第五号及び第二百二十四条の九第三号中「国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特別通訳案内士」に改める。

附則

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百四号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令
内閣は、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令(平成二十六年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 愛知県の区域

第一号中「東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに」を「東京都及び」に改め、同号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 宮城県仙台市の区域

二 秋田県仙北市の区域

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百五号

社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会資本整備重点計画法施行令(平成十五年政令第六十二号)の一部を次のように改正する。
第三条中「五年」を「おおむね五年」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 太田 昭宏
内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百六号

平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

参 考

【 改 正 文 】

健 政 発 第 4 1 0 号

昭 和 6 1 年 6 月 2 6 日

最終改正 医政発 0 3 3 0 第 2 6 号

平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について

昨年 12 月 27 日法律第 109 号をもって公布された医療法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)のうち、医療法人の役員、医療法人の指導監督に関する規定、新たに設置される医療審議会及び都道府県医療審議会等に関する規定については、本年 6 月 27 日から施行され、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人、複数の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人に係る特例に関する規定については、医療法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(昭和 61 年政令第 213 号。以下「施行期日政令」という。別添 1 参照。)により、本年 10 月 1 日から施行されることとなった。これに伴い、医療法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和 61 年政令第 214 号。以下「改正政令」という。別添 2 参照。)が本年 6 月 17 日に、医療法施行規則の一部を改正する省令(昭和 61 年厚生省令第 36 号。以下「改正省令」という。別添 3 参照。)が本年 6 月 25 日にそれぞれ公布されたところである。

これらの施行に当たっては、特に左記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、医療計画に関する事項については、追って通知する予定である。

記

第一 医療法人制度に関する事項

1 (削除)

2 医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人

医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団についても医療法人の設立ができるものとされたこと。今後とも、医療事業の経営の合理化、組織の適正化を図る観点から医療法人の設立に係る指導を行われたいこと。

3 医療法人の設立に係る手続等

医療法人の設立に係る手続等について次のように改めることとしたこと。

(1) 医療法人の定款例及び寄附行為例について

医療法人の定款例及び寄附行為例を別添４のとおり定めることとしたこと。

(2) 設立認可申請の提出書類について

- ① 規則第 31 条第 3 号に掲げる設立決議録のうち、他の申請書類と重複するものについては、その旨を記載した上で提出を省略することができるものとする。
- ② 既に法第 7 条の規定に基づき許可を受け、又は法第 8 条の規定に基づき届出した病院又は診療所を経営することを目的とする医療法人の設立の申請をしようとする場合は、規則第 31 条第 5 号に掲げる当該病院又は診療所の敷地及び建物の構造設備に関する事項を省略した書類に代えることができるものとする。

4 医療法人の理事数

法第 46 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとする。その場合においても、可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。

5 医療法人の理事長

(1) 法第 46 条の 3 第 1 項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。

(2) 同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学(医学部又は歯学部)在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合には、行われるものであること。

(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。

- ① 特定医療法人又は社会医療法人
- ② 地域医療支援病院を経営している医療法人
- ③ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人

(4) (3)に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構

成(医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。)等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。

この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。

- (5) (3)及び(4)の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。

6 病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の理事就任

法第47条第1項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。

なお、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、多数の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者について行われるものであること。

7 (削除)

8 医療法人の会計年度

法第53条ただし書の規定に基づき、会計年度の区分を変更する場合において、その変更が行われる会計年度の終期については、変更後の会計年度の終期と同一の月日としても差し支えないこと。

9 医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令

- (1) 法第63条又は法第64条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に支障があると認められる場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流用し、病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。

- (2) 法第63条第2項の規定に基づき、医療法人の事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査する職員の身分を示す証票の様式を新たに規則別記様式第3として定めたこと。

- (3) また、法第64条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県

知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第 46 条の 2 第 2 項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

- 1 改正政令において、都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項が定められたこと。
 - (1) 都道府県医療審議会の委員の人数、専門委員の設置及びその人数並びに部会については、各都道府県においてそれぞれの実情に即し判断されたいこと。
 - (2) 都道府県医療審議会の委員構成については、以下の点に留意されたいこと。
 - ① 医師、歯科医師、薬剤師としては、医師会、歯科医師会又は薬剤師会を代表する者のほか、公・私立の病院又は医療法人の経営に携わっている者を加えるよう配慮すること。
 - ② 医療を受ける立場にある者としては、市町村の代表者、医療保険の保険者を代表する者等を加えることが考えられること。
 - ③ 学識経験のある者としては、医学、公衆衛生をはじめ、看護、病院の管理、救急業務その他医療に関する事項についての学識経験者を加えることが考えられること。
 - ④ 専門委員については、専門の事項を調査審議するため必要がある場合には、医療に関する専門家等を充てる趣旨であること。
 - (3) 部会については、例えば、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人に係る設立認可に当たっての意見聴取等医療法人に係る審議案件が急増することが予想される場合に、医療法人部会を設け、同部会の決議をもって審議会の決議とすることが考えられること。
- 2 医療機関整備審議会の廃止に関する規定の施行日については、施行期日政令により、本年 8 月 1 日とされたので、同審議会に係る条例の廃止等所要の措置を講じられたいこと。

別添 1～4 略